



鳥取県公報

令和3年2月12日（金）
号外第15号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（1）（教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 2

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																			
<p>(寄宿舎教諭)</p> <p>第34条 寄宿舎を設ける学校に、<u>寄宿舎教諭</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>寄宿舎教諭は、上司の命を受け、その専門的な知識及び技能を生かし、寄宿舎における児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に当たる。</u></p> <p>3 <u>寄宿舎教諭は、寄宿舎指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 特別支援学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>障がい種別</th> <th>部科名及び学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">皆生養護学校</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">肢体不自由・病弱</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3年</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">米子市上福原七丁目の4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 等 部</td> <td style="text-align: center;">普 通 科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 等 部</td> <td style="text-align: center;">普 通 科</td> </tr> </tbody> </table>	名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	略						皆生養護学校	肢体不自由・病弱	略		3年	米子市上福原七丁目の4	高 等 部	普 通 科	高 等 部	普 通 科	<p>(寄宿舎主任等)</p> <p>第34条 寄宿舎を設ける学校に、<u>寄宿舎主任及び寄宿舎副主任</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>寄宿舎主任は、上司の命を受け、寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寮務主任又は舎監を補佐する。</u></p> <p>3 <u>寄宿舎副主任は、上司の命を受け、寄宿舎指導員の業務に従事するとともに、寄宿舎主任を補佐する。</u></p> <p>4 <u>寄宿舎主任及び寄宿舎副主任は、寄宿舎指導員の中から、教育委員会がこれを命ずる。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 特別支援学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>障がい種別</th> <th>部科名及び学科名</th> <th>修業年限</th> <th>収容定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">皆生養護学校</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">肢体不自由・病弱</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3年</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">米子市上福原七丁目の4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 等 部</td> <td style="text-align: center;">普 通 科</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高 等 部</td> <td style="text-align: center;">普 通 科</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">皆生養護学校皆浜分校</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">病弱</td> <td style="text-align: center;">小 学 部</td> <td style="text-align: center;">6年</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">米子市車尾四丁目17の9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 学 部</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> </tbody> </table>	名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地	略						皆生養護学校	肢体不自由・病弱	略		3年	米子市上福原七丁目の4	高 等 部	普 通 科	高 等 部	普 通 科	皆生養護学校皆浜分校	病弱	小 学 部	6年	米子市車尾四丁目17の9	中 学 部	3年
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地																																															
略																																																				
皆生養護学校	肢体不自由・病弱	略		3年	米子市上福原七丁目の4																																															
		高 等 部	普 通 科																																																	
		高 等 部	普 通 科																																																	
名称	障がい種別	部科名及び学科名	修業年限	収容定員	所在地																																															
略																																																				
皆生養護学校	肢体不自由・病弱	略		3年	米子市上福原七丁目の4																																															
		高 等 部	普 通 科																																																	
		高 等 部	普 通 科																																																	
皆生養護学校皆浜分校	病弱	小 学 部	6年	米子市車尾四丁目17の9																																																
		中 学 部	3年																																																	

略

略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。